

山梨県公報

第千六百四号

平成十七年

九月十五日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定……………六四一

土地収用事業の認定……………六四一

道路の区域変更(七件)……………六四二

道路の供用開始……………六四四

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件)……………六四五

土地改良区役員の退任及び就任……………六四八

教育委員会

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部改正……………六五〇

平成十八年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………六五〇

正誤

平成十七年六月二十日付け第千五百八十号中……………六五一

平成十七年七月十一日付け第千五百八十六号中……………六五一

告示

山梨県告示第四百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下部字壹本木六八四、六八五、六八七及び六八九の乙

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百七十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

富士吉田市

二 事業の種類

御師塩屋外川家住宅整備活用事業

三 起業地

1 収用の部分 富士吉田市大字上吉田三丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

御師塩屋外川家住宅整備活用事業(以下「本事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業であることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、富士山信仰が最盛期であった江戸時代に、登山者の宿泊施設として建築された外川家住宅を永久的に保存し、併せて市及び観光客に公開するため、富士吉田市歴史民俗博物館の附属施設として取得し、及び整備する事業である。御師住宅は、歴史的価値が高く、富士吉田市内に、最盛期には約八十軒存在していたが、現在では建替え、解体等により約二十軒にまで減少している。このような状況の中で、富士吉田市内において外川家住宅を調査したところ、当該住宅は、江戸時代中期に建築されたものであり、部材の大半が建築当初のまま残されているなど、市内の他の重要文化財と比較してもその歴史的価値は高いと判断されたことから急ぎよ保存することになったものである。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、工事は現在建築されている物件の補修が中心であり、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地の選定

本事業の施行位置については、外川家住宅を移築する可能性も検討したが、当該建築物は宗教的な視点から現在地に建設されており、このことから土地も富士吉田市有形文化財に指定されている。更に、町並みの中で保存整備するとの方針から、移築することにより当該建築物の価値及び事業の目的が損なわれる結果になることから現在地を起業地としたが、これは適当であると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、適切であると認められる。以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、富士吉田市内に残存する御師住宅のうち、建築当初の形態及び特徴

が明りようであり、部材の大半が建築当初のまま残されている等、他の物件と比較するとその歴史的価値が非常に高いと判断された外川家住宅を保存整備する事業である。

平成十六年三月、専門家による調査を行ったところ、外川家住宅は、富士吉田市内に現存する国指定重要文化財である同種の建築物と同程度又はそれ以上に貴重であるとの結果が出され、同年十一月に富士吉田市有形文化財に指定されたところであるが、起業者において、更にその歴史的価値を考慮し、速やかに保存整備する必要があるとの結論に達した。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、貴重な歴史的遺構を町並みの中で保存整備すること、市民の歴史文化に対する関心を高め、次代に文化を継承していくこと等を目的としている。起業地の範囲は、現在、富士吉田市有形文化財として指定されている範囲であり、必要な範囲であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

富士吉田市歴史民俗博物館

山梨県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道
二 路線名 栗合成田線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町成田字西条一・二二番の 三地先から 笛吹市大字御坂町成田字西条一・二二九番の 一地先まで	一一・三 八三・三	八・三 一一・三	八五・三	八五・三
	八五・三	八五・三		

山梨県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 栗合成田線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町栗台字山ノ神一八〇番の 三地先から 笛吹市大字御坂町栗台字平塚一五七番の 一地先まで	八・五 三三・五	八・五 一一・五	八五・〇	八五・〇
	八五・〇	八五・〇		

山梨県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 竹居御坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町下之原字原畑二七八番 の一地先から 笛吹市大字御坂町下之原字原畑二七八番 の六地先まで	六・〇 七・五	五・五 六・五	三七・〇	三七・〇
	三七・〇	三七・〇		

山梨県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中道塩山線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町栗台字山ノ神一七九番の 一地先から 笛吹市大字御坂町下之原字原畑二七六番 の一地先まで	八・〇 四六・五	六・〇 二二・〇	一四〇・〇	一四〇・〇
	一四〇・〇	一四〇・〇		

山梨県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 身延本栖線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇五番の三地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇三番の三一地先まで	一六・〇〇 二五・〇〇	一〇・〇〇 二五・〇〇		三三・〇〇 三三・〇〇

山梨県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先から 北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先まで	二三・〇〇 五〇・六〇	一八・六〇 四六・〇〇		一九三・〇〇 一九三・〇〇

山梨県告示第四百八十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 都留道志線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
都留市大野字松猪沢山三五二六番の一地从り 都留市大野字松猪沢山三五二六番の一地从り	一〇・二〇 五七・二二	一〇・二〇 一〇・六〇		一三三・八〇 一三三・八〇

山梨県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	大菩薩初鹿野線	東山梨郡大和村大字木賊字棚沢七〇五番の一地从り 東山梨郡大和村大字木賊字棚沢七〇五番の一地从り	一〇二・八	平成十七年九月二十日

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 吉沢建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市美咲二丁目十四番八号
 - 3 代表者の氏名 長田夏彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第七三一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社丸徳組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内三丁目十九番三号
 - 3 代表者の氏名 秋山和子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一二六八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社桑原組
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市猿橋町猿橋千三百八十四番地
 - 3 代表者の氏名 桑原誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第一五一〇号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社総合建設斉藤組
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町栗合二百六十九番地一
 - 3 代表者の氏名 斉藤功
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第三一一三号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 望月工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市大草町下條西割百五番地一
 - 3 代表者の氏名 望月袈裟松
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三四七九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 長井工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡八百六十六番地八
 - 3 代表者の氏名 長井實義
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五〇一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社萩原製作所

2 主たる営業所の所在地 甲府市西下条町千三百四十七番地七

3 代表者の氏名 萩原彰一

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五四六六号

四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社真栄建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条千八十四番地二
 - 3 代表者の氏名 大石剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五五五一号
- 四 処分の内容 石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有泉工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市里吉一丁目四番一号
 - 3 代表者の氏名 有泉親男

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五七四六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社日設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯村三丁目五番二十一号
 - 3 代表者の氏名 君島由則
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一二）第五七五九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社大輪電設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千九百四十四番地一
 - 3 代表者の氏名 大輪三郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第六〇六一号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社藤ブランド建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市三ヶ所三百九番地一
 - 3 代表者の氏名 藤原堅次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第六〇七〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年八月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社富士建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中千三十九番地十五
 - 3 代表者の氏名 坂本祐貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第六九二九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年九月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年八月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社日栄
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市南千二番地一
 - 3 代表者の氏名 日原誠
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七五三四号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年七月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年九月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年八月十五日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社工藝舎
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市名取四百六番地三
 - 3 代表者の氏名 福島正
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四五二号
 - 四 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、若草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十七年九月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任		就任	
役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小池 正夫	南アルプス市十日市場二〇一三番地	平成十七年六月二十七日
同	市川 元就	鏡中條四六四番地	同
同	深沢 高敏	加賀美二二三番地	同
同	河西 利朗	十日市場一六九六番地一	同
同	河西 弥太郎	一七二三番地二五	同
同	金丸 辰雄	一九六七番地	同
同	河西 久	一八四八番地	同
同	齊藤 道夫	加賀美二七九九番地	同
同	田中 勲	寺部一九六八番地一	同
同	塚原 秀男	二六四七番地一	同
同	田中 清	一九五一番地	同
同	齊藤 秀明	鏡中條一〇〇八番地	同
同	三木 清	八一九番地一	同
同	三木 虎雄	八六一番地	同

る。ただし、中学校長が事前に郵便等による交付を依頼した場合には、郵便等をもつて中学校長に内定通知書を交付する。

五 入学許可予定者の発表

一般入学者選抜の入学許可予定者と併せて行う。

再募集

一 出願期間

1 全日制課程

平成十八年三月十五日（水）の午後一時から午後四時まで、同月十六日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十七日（金）の午前九時から正午までとする。

2 定時制課程

平成十八年三月十七日（金）から同月二十四日（金）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十八日（土）、同月十九日（日）及び同月二十一日（火）を除き、同月二十四日（金）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

一般入学者選抜の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たつての面接及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合して行う。ただし、定時制課程については、調査書、再募集に当たつての学力検査及び面接に基づいて行う。

三 検査期日

1 全日制課程 平成十八年三月二十日（月）

2 定時制課程 平成十八年三月二十七日（月）

四 入学許可予定者の発表

1 全日制課程 平成十八年三月二十三日（木）の午前十一時

2 定時制課程 平成十八年三月二十九日（水）の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める平成十八年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年六月二十日山梨県告示第三百四十二号（保安林の指定の予定）

四四八 下 終わりから十三 字古長谷

字宮ノ上

平成十七年七月十一日山梨県告示第三百八十二号（保安林の指定の予定）
五二一 ページ下段二行目を削除する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番